

令和 6 年度郡山市公契約条例の施行状況等

1 市及び上下水道局発注の契約締結状況

契約の 種類	発注者	件数 (件)	契約金額 (千円)	うち労働環境報告書の提出対象	
				件数 (件)	契約金額 (千円)
工事請負	市	480	9,579,232	17	3,623,950
	上下水道局	131	7,386,115	22	4,866,230
	小計	611	16,965,347	39	8,490,180
※ 業務委託	市	81	437,736	7	88,588
	上下水道局	0	0	0	0
	小計	81	437,736	7	88,588
指定管理	市	0		0	
	上下水道局	0		0	
	小計	0		0	
合計		692	17,403,083	46	8,578,768

期間：令和 6 年 4 月 1 日～令和 6 年12月31日

※業務委託＝郡山市公契約条例において労働環境報告書の提出対象となっている「施設の警備に関する業務（機械警備業務を除く）」、「施設の清掃」、「施設の受付又は案内」、「学校給食の調理」、「学校用務員に関する業務」を指す。

【参考：令和 5 年度発注分契約状況】

契約の 種類	発注者	件数 (件)	契約金額 (千円)	うち労働環境報告書の提出対象	
				件数 (件)	契約金額 (千円)
工事請負	市	605	10,870,637	21	4,681,581
	上下水道局	151	9,678,979	20	6,806,102
	小計	756	20,549,616	41	11,487,683
※ 業務委託	市	74	1,917,509	15	1,746,029
	上下水道局	0	0	0	0
	小計	74	1,917,509	15	1,746,029
指定管理	市	23		23	
	上下水道局	0		0	
	小計	23		23	
合計		853	22,467,125	79	13,233,712

2 労働環境報告書の提出対象事業一覧

ア 工事請負契約（予定価格 1 億円以上）

（ア）市発注分

No.	契約名称	工事業種	契約金額 (税込：円)	契約締結日	履行期限
1	郡山市男女共同参画センター長寿命化内部改修工事	建築一式工事	108,108,000	R6.6.6	R7.2.28
2	校舎長寿命化改修事業 郡山市立小山田小学校校舎内部改修工事（Ⅰ期）	建築一式工事	117,480,000	R6.6.6	R7.2.28
3	郡山市男女共同参画センター長寿命化電気設備工事	電気工事	110,519,200	R6.6.13	R7.2.28
4	（仮称）郡山市東山霊園管理事務所建設主体工事	建築一式工事	111,870,000	R6.6.20	R7.3.14
5	河川改修工事（準用河川徳定川（学園区間））	土木一式工事	481,500,800	R6.6.28	R7.3.31
6	河川改修工事（準用河川愛宕川）	土木一式工事	412,225,000	R6.6.28	R7.3.14
7	屋内運動場長寿命化改修事業 郡山市立桃見台小学校屋内運動場主体工事	建築一式工事	234,025,000	R6.6.28	R7.3.14
8	校舎長寿命化改修事業 郡山市立芳賀小学校校舎内部改修工事（Ⅱ期）	建築一式工事	152,350,000	R6.6.28	R7.2.28
9	校舎長寿命化改修事業 郡山市立大成小学校校舎内部改修工事（Ⅱ期）	建築一式工事	158,400,000	R6.6.28	R7.2.28
10	旧郡山市立赤津小学校解体工事	解体工事	224,554,000	R6.6.28	R7.6.30
11	旧郡山市立中野小学校解体工事	解体工事	152,581,000	R6.6.28	R7.3.14
12	大町土地区画整理事業 ペDESTリアンデッキ整備工事（施設下部工）	土木一式工事	123,167,000	R6.7.4	R7.3.14
13	伊賀河原土地区画整理事業 幹線排水路整備工事	土木一式工事	119,333,500	R6.8.5	R7.3.14
14	ため池防災・減災事業（長岫池）対策工事	土木一式工事	121,238,700	R6.9.5	R7.3.14
15	ため池防災・減災事業（上の池（上））対策工事	土木一式工事	159,632,000	R6.9.25	R8.1.30
16	伊賀河原土地区画整理事業 道路改良工事（その2）	土木一式工事	95,015,800	R6.10.4	R7.3.14
17	郡山ユラックス熱海給排水設備改修工事	管工事	741,950,000	R6.12.16	R8.6.30
合計		17件	3,623,950,000		

(イ) 上下水道局発注分

No.	契約名称	工事業種	契約金額 (税込:円)	契約締結日	履行期限
1	熱海配水場No.1配水池更新工事	土木一式工事	572,000,000	R6.5.10	R8.1.5
2	公共下水道築造工事 第5工区	土木一式工事	90,932,600	R6.6.27	R7.3.14
3	公共下水道築造工事 第10工区	土木一式工事	93,702,400	R6.6.27	R7.3.14
4	公共下水道築造工事 第11工区	土木一式工事	97,864,800	R6.6.27	R7.3.14
5	配水幹線更新工事(県道 長沼喜久田線 外)	水道施設工事	240,207,000	R6.6.28	R7.3.14
6	配水幹線更新工事(市道 小段瓶焼場線)	水道施設工事	187,621,500	R6.6.28	R7.3.14
7	公共下水道築造工事 第4工区	土木一式工事	96,499,700	R6.7.10	R7.3.14
8	配水幹線更新工事(市道 下中野太田西線 外)	水道施設工事	163,559,000	R6.7.11	R7.3.14
9	配水管更新工事(市道 南長久保二長久保三丁目線)	水道施設工事	136,770,700	R6.7.26	R7.3.14
10	3号幹線放流管築造工事 第5工区	土木一式工事	115,227,200	R6.7.26	R7.3.14
11	配水管更新工事(県道 三春日和田線 外)	水道施設工事	90,580,600	R6.8.6	R7.3.14
12	公共下水道築造工事 第3工区	土木一式工事	159,864,100	R6.9.3	R7.3.14
13	配水管更新工事(市道 喜久田片平線 外)	水道施設工事	99,821,700	R6.9.11	R7.3.14
14	配水幹線更新工事(成田水管橋)(県道 仁井田郡山線)	水道施設工事	100,699,500	R6.9.11	R7.3.14
15	河内配水場流量調整弁更新工事	水道施設工事	708,400,000	R6.9.26	R8.6.30
16	配水管更新工事(県道郡山停車場線推進)	土木一式工事	205,958,500	R6.9.30	R7.7.31
17	大河原地区関連管渠築造工事 第2工区	土木一式工事	152,498,500	R6.9.30	R7.3.14
18	133号雨水幹線公共下水道築造工事 第11工区(流入管)	土木一式工事	177,837,000	R6.10.31	R7.3.24
19	配水管更新工事(市道 熱海三丁目高玉線)	水道施設工事	124,172,400	R6.11.26	R7.9.30
20	配水管更新工事(県道 須賀川二本松線 外)	水道施設工事	134,821,500	R6.11.26	R7.8.29
21	公共下水道整備事業 富田東地区	土木一式工事	799,700,000	R6.11.26	R9.3.17
22	配水幹線更新工事(国道49号推進)	土木一式工事	317,491,900	R6.12.3	R7.11.28
合計		22件	4,866,230,600		

イ 業務委託（予定価格 1 千万円以上）

（ア）市発注分

No.	契約名称	契約金額 (税込：円)	履行期間
1	郡山市こども総合支援センター清掃業務委託（長期継続契約）	年額10,230,000 (総額30,690,000)	R6.6.1～R9.5.31
2	市民プラザ施設総合管理業務委託（長期継続契約）	年額27,192,000 (総額81,576,000)	R6.6.1～R9.5.31
3	郡山市東山悠苑清掃業務委託（長期継続契約）	年額9,556,800 (総額28,670,400)	R6.6.1～R9.5.31
4	郡山市立美術館常駐警備業務委託（長期継続契約）	年額12,741,300 (総額38,223,900)	R6.6.1～R9.5.31
5	郡山市庁舎正面受付業務委託（長期継続契約）	年額9,200,400 (総額27,601,200)	R6.6.1～R9.5.31
6	令和 6 年度郡山市元気な遊びのひろば警備業務委託（6～3 月分）	8,580,000	R6.6.1～R7.3.31
7	郡山市立美術館清掃業務委託（長期継続契約）	年額11,088,000 (総額33,264,000)	R6.7.1～R9.6.30
合計		7件 88,588,500	

（イ）上下水道局発注分

＜該当なし＞

ウ 指定管理者との協定

（ア）市発注分

＜該当なし＞

（イ）上下水道局発注分

＜該当なし＞

3 労働者等からの申出

市及び上下水道局への申出件数： 0 件

【参考：郡山市公契約条例等抜粋】

条例第 8 条	公契約のうち規則で定める範囲の契約に係る業務に従事する労働者等及び労働者等であった者は、事業者等が規則で定める関係法令又はこの条例に違反している疑いがあるときは、市長等にその旨を申し出ることができる。
施行規則第 7 条	条例第 8 条第 1 項の規則で定める範囲の契約は、次の各号に掲げる契約とする。 (1) 予定価格が130万円を超える工事又は製造の請負契約 (2) 予定価格が50万円を超える次に掲げる業務の委託契約 ア 施設の警備に関する業務（機械警備業務を除く） イ 施設の清掃に関する業務 ウ 施設の受付又は案内に関する業務 エ 学校給食の調理に関する業務 オ 学校用務員に関する業務 (3) 指定管理者と市が締結する公の施設の管理に関する協定